

平成26年

第1回市議会定例会 議案第49号

函館湯川漁港交流広場条例の制定について
函館湯川漁港交流広場条例を次のように定める。

平成26年2月27日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館湯川漁港交流広場条例

(設置)

第1条 漁業に対する市民および観光客の理解と関心を深め、ならびに海や漁業に親しむ場と憩いの場を市民および観光客に提供し、もって市民の福祉の増進と観光の振興に資するため、市に交流広場を設置する。

(名称および位置)

第2条 名称および位置は、次のとおりとする。

名称 函館湯川漁港交流広場

位置 函館市湯川町1丁目1番の一部および2番の一部

(入場の制限)

第3条 市長は、函館湯川漁港交流広場（以下「交流広場」という。）に入場しようとする者または入場した者が次の各号のいずれかに該当するときは、入場を拒否し、または退場させることができる。

(1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2) 施設、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他交流広場の管理上支障があると認められるとき。

(販売行為等の禁止)

第4条 市長の許可を受けた者以外の者は、交流広場の敷地内において、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をしてはならない。

(損害賠償の義務)

第5条 交流広場に入場した者は、施設、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(提案理由)

湯川町1丁目に交流広場を設置するため

函館湯川漁港交流広場条例施行規則大綱

- 1 入場者の遵守事項について
- 2 損傷等の届出等について